

新総合計画策定基本方針（案）について

1 計画策定の趣旨

本市は、平成 28 年度から令和 7 年度までを計画期間とする「米沢市まちづくり総合計画」に基づき、基本構想に掲げた本市の将来像「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」の実現に向け、まちづくりを進めています。

昨今、急速に進行する人口減少や労働力不足をはじめ、物価の高騰、異常気象・自然災害の頻発化等が市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼしており、行政運営においても、社会構造の変化を踏まえ、総合的かつ計画的なまちづくりを推進することが求められます。

このような中、市民と行政が目指すべきまちの将来像を共有し、更なる市勢発展に結びつけるため、令和 8 年度を初年度とする新たな総合計画（以下「新総合計画」という。）を策定するものです。

2 計画の役割

新総合計画は、本市の最上位計画として目指すべき将来像の実現に向け、各種個別計画の指針となるほか、市政を運営する基本的な考え方を示すものです。

3 計画策定に当たっての基本的な視点

(1) 実効性のある計画

本市の目指すべき将来像の達成に向けたまちづくりの道筋を構築し、実効性のある計画を目指します。

(2) 社会変化に対応した計画

成果指標を設定することにより、評価・検証、改善を行うことを可能とし、計画期間中においても人口減少等の社会変化に対応できる計画を目指します。

(3) オール米沢で取り組む計画

計画策定プロセスに市民、学生、職員等の幅広い参画を位置づけ、オール米沢による施策推進への多角的な視点と具体的な実践アイデアが盛り込まれた計画を目指します。

(4) 地域資源を活用した本市の魅力を生かす計画

自然、歴史、文化、産業、人材等の多様な地域資源を活用した本市の魅力を生かす計画を目指します。

(5) 持続可能な計画

SDGs 未来都市として、SDGs の視点を踏まえた持続可能なまちづくりの実現に向けた計画を目指します。

(6) 分かりやすい計画

市民と行政の協働を推進し、市民の視点に立った分かりやすい計画を目指します。

4 計画の構成・計画期間

新総合計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

(1) 基本構想

- ① 目指すべき将来像及びこれを達成するための基本方針を示します。
- ② 計画期間は、10年間（令和8年度～令和17年度）とします。

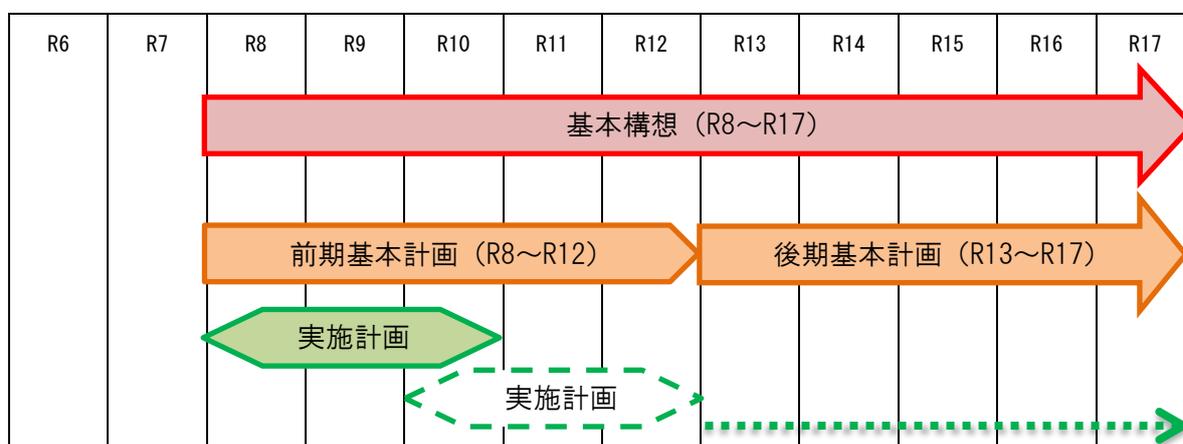
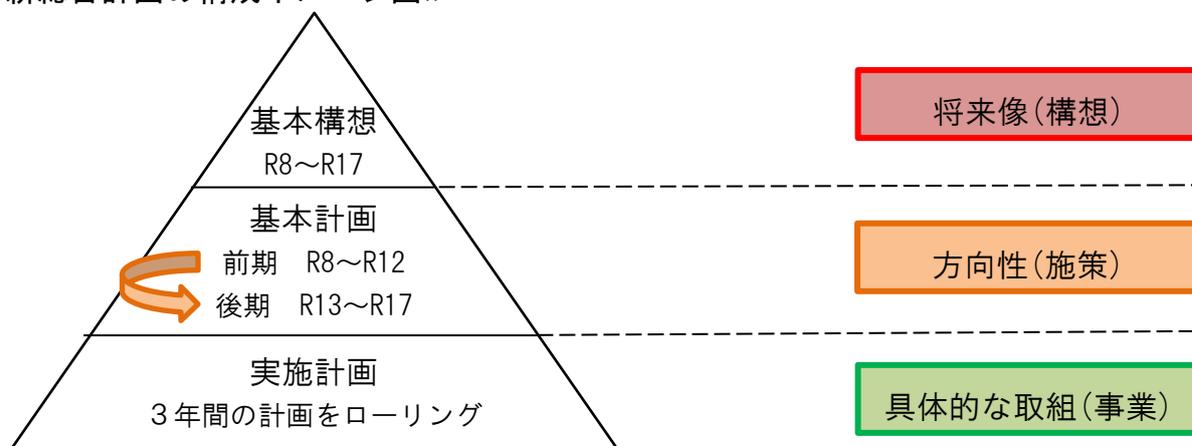
(2) 基本計画

- ① 基本構想に基づき、分野別重点施策とその成果指標を示します。
- ② 計画期間は、前期と後期に区分し、各5年とします。

(3) 実施計画

- ① 基本計画及び財政見通しに基づき実施する分野別事業を示します。
- ② 計画期間は1期3年間とし、ローリング方式により見直しを行います。

《新総合計画の構成イメージ図》



5 策定体制

(1) 総合計画審議会

市長からの諮問を受け、新総合計画策定に関する調査、審議を行い、審議結果を市長に答申します。委員は公募を含めて20名以内とし、審議事項に関する意見を求めます。 別紙1

(2) (仮称) よねざわまちづくりフォーラム

市民や学生が気軽な雰囲気の中、まちづくりに対する幅広い意見を出し合い、市及び審議会に対する提言を取りまとめる場として(仮称) よねざわまちづくりフォーラムを開催します。具体的には本市の現状や課題を共有するキックオフ会議を実施した後、以下の各ミーティングを行い、出された意見等を新総合計画に反映させます。

① (仮称) 高校生ミーティング

次代を担う市内の高校生が自分たち自身で社会課題を認識し、その解決に向けた具体的な行動を考え、意見を出し合います。

② (仮称) 若者ミーティング

若者のまちづくり参加意識の向上、施策ニーズの把握、若者の市内への就職・定着等を図るため、大学生を含めた幅広い若者が意見を出し合います。

③ (仮称) まち未来ミーティング

無作為抽出や公募によって選出された市民、関係団体からの参加者が本市の魅力、目指すべき姿、市民の役割等について意見を出し合います。

(3) その他の市民意見等の集約体制

① アンケートの実施

より多くの意見を新総合計画に反映させるため、市民3,000人、高校生約1,000人、大学生約1,500人に対するアンケートを実施します。 別紙2

② パブリック・コメントの実施

新総合計画に対して広く市民から意見を求め、それらの意見を反映させるため、パブリック・コメントを実施します。

③ 市報、市ホームページ等の活用

市報、市ホームページ等に新総合計画策定の進捗状況等の情報を適宜掲載します。

(4) 庁内体制

① 総合計画策定会議

新総合計画策定に係る基本方針を決定するとともに、新総合計画の根幹となる事項及び各部門間の調整を図ります。

② 総合計画作成プロジェクトチーム

課長補佐又は担当主査級職員で組織し、基本計画(案)の検討、(仮称) よねざわ

まちづくりフォーラムの運営支援等を行います。

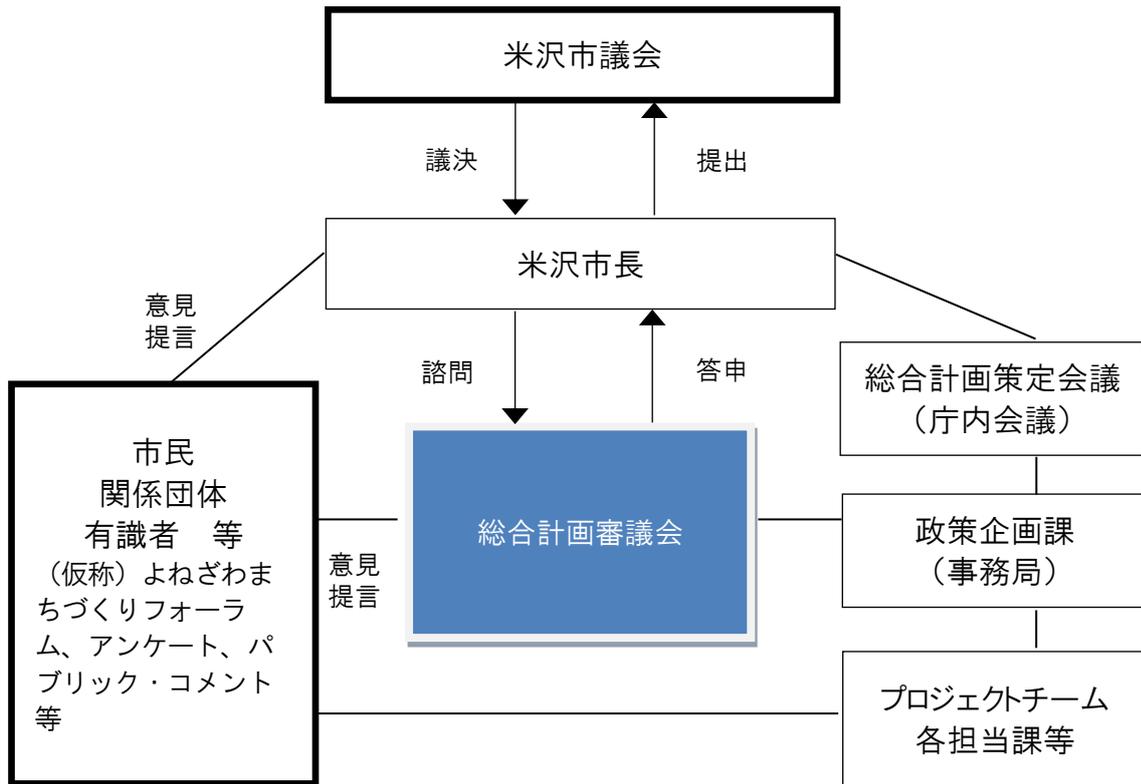
③ 各担当課等

それぞれの所管する部門の施策、事業を検討するとともに、関係する団体等との連携を図ります。

(5) 有識者等からの助言

有識者等から新総合計画に関する助言を求めます。

《新総合計画の策定体制》



6 策定スケジュール（予定）

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合計画審議会			諮問	○			○			○	○	
(仮称)よねざわまちづくりフォーラム						←→						
アンケート				←→								
総合計画策定会議（庁内会議）		○		○		○			○		○	○
基本構想（案）の検討						←→						
基本計画（案）の検討									←→			
議会		○			○		○			○		

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合計画審議会	○	○		○			答申					
パブリック・コメント					↔							
総合計画策定会議（庁内会議）	○			○		○						
基本計画（案）の検討	←→											
議会	○	○		○			○		議決			

※市民への広報、関係者との協議及び意見交換は、適宜行います。